

仕様書

1 概要

- (1) 件名 泉南市内高圧電力 29 施設の電気需給契約
- (2) 需要場所(施設) 別紙 1 のとおり
- (3) 業種及び用途 官公署 (事務所等) および学校等

2 仕様

- (1) 供給電気方式等
 - ア 供給電気方式 交流 3 相 3 線式
 - イ 供給電圧 (標準電圧) 6, 0 0 0 ボルト
 - ウ 計量電圧 (標準電圧) 6, 0 0 0 ボルト
 - エ 標準周波数 6 0 ヘルツ
 - オ 受電方式 1 回線受電
- (2) 予定契約電力及び予定使用電力量等
 - ア 予定契約電力 別紙 2 のとおり (令和 7 年 4 月時点の契約電力値)
予定使用電力量 ただし、各月の契約電力は、その 1 月の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。
また、使用電力量は、あくまで入札上の数値であり、実際の数値は増減する可能性があるものとする。
 - イ 使用電力量実績等 別紙 3 のとおり (令和 6 年 4 月～令和 7 年 3 月までの実績値)
 - ウ 契約種別 別紙 4 のとおり
契約種別については、施設ごとに協議するものとする。
- (3) 供給期間
 - 自 令和 7 年 10 月の検針日
 - 至 令和 8 年 10 月の検針日前日地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 234 条の 3 に規定する長期継続契約とし、電力の供給は当該契約にかかる予算の成立を条件とする。
- (4) 検針日および計量
検針日は現在の検針日を引き継ぐものとし、その日に検針を行うことができない場合は、翌日以降に行うものとする。計量は、計量器により記録された値によるものとする。ただし計量は、毎月検針日の午前 0 時 00 分における計量器の読みによるものとする。
- (5) 保安上の責任分界点等
 - ア 需給地点 別紙 1 のとおり
 - イ 電気工作物の財産分界点及び保安上の責任分界点 需給地点に同じ
- (6) 料金体系
基本料金と電力量料金 (夏季と他季) に基づく二部料金制、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金等の加算など、各社ごとに設定できるものとする。ただし、力

率及び燃料費調整額等については、当該地域を管轄する一般送配電事業者を兼ねる小売電気事業者の電気供給条件（高圧）で定める条件を超えないものとする。

(7) 料金の算定

ア 算定期間は前月の計量日から当該月の計量日の前日までの期間とする。

イ 需要施設ごとに料金の算定を行う。

ウ 各月ごとの契約電力及び使用電力量等により算定するものとする。

エ 電気料金は、次の①～④までに掲げる料金を合算した額とする。

① 基本料金＝基本料金単価×契約電力±力率割引・割増

② 電力量料金＝電力量料金単価×使用電力量

③ 再生可能エネルギー発電促進賦課金

当該地域を所轄する一般送配電事業者が定める供給条件等による。

④ 燃料費調整額＝燃料費調整単価×使用電力量 等

オ 力率

供給者は契約期間において、その1月の平均力率により、力率割引および割増を行うことができるものとし、力率割引および割増を行う場合は、供給者が定める約款の規定によるものとする。なお、力率の実績値については別紙3のとおり。

カ 燃料費調整

供給者の発電費用等の変動により、契約金額の変更が必要となった場合は、燃料費の調整を行うことができるものとする。なお、燃料費の調整を行う場合は、供給者が定める約款の規定によるものとする。

キ 電力供給における料金その他を計算する場合の単価及びその端数処理は次のとおりとする。

(ア) 契約電力及び最大需要電力の単位は1キロワットとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

(イ) 使用電力量の単位は1キロワットアワーとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

(ウ) 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。

(エ) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

(8) 支払方法

受注者は、その代金の請求を毎月1回行うこととし、発注者は請求書を受領した日から30日以内に、その代金を支払うものとする。請求は、電気料金請求明細書にて別紙1の順に内訳を明らかにするとともに、電気料金請求金額は税込金額を合算し、一括請求とする。なお、電気料金内訳明細書には、電力種別、契約容量、当月最大需要電力、力率、使用期間、使用電力量、単価、基本料金、電力量料金、燃料費調整額等を記載し、ひとつのマイクロソフトエクセル電子データにして添付すること。その他、発注者の円滑な支払いが可能となるよう協議するものとする。

(9) その他

- ア フリッカ発生機器等電気の質に影響を与える負荷設備は特に有していない。
- イ 各月の電気料金の算定方法は、基本料金について力率割引又は割増を行う場合及び電力量料金について燃料費調整を行う場合には、当該地域を管轄する一般送配電事業者が定める供給条件を超えないものとする。
- ウ この仕様書に定めのない事項については、協議の上決定するものとする。